

議案第 35 号

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に後段として次のように加える。

法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項に規定する指定の更新をする場合も、同様とする。

第 15 条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第 13 条第 9 号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年千葉県条例第 2 号。第 95 条第 2 項において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第 16 条第 9 号」に改める。

第 95 条第 2 項中「指定居宅介護支援等基準第 13 条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第 16 条各号」に改める。

附 則

この条例中第3条の改正規定は平成27年4月1日から、第15条及び第95条第2項の改正規定は公布の日から施行する。

## 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）における介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めた千葉県条例が制定されたことに伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。